

施行日：令和5年4月1日

## 障がい者とその介護者の個人利用料金減免について

障がい者とその介護者の個人利用の利用料金は減免され無料となります。

### 1 対象者

障がい者とその介護者

※障がい者：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※介護者：利用する障がい者が1人では利用できないために介護する方

### 2 対象施設

- ・大和スポーツセンター体育会館  
(トレーニング室、バドミントン、卓球、ジョギングコース、弓道場、武道場)
- ・競技場

### 3 利用料金

全額減免（無料）

### 4 受付方法

#### ①障がい者の方

- ・個人利用時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。
- ・受付用紙をお渡ししますので記入のうえ提出してください。

#### ②介護者の方

- ・障がい者の方とともに受付してください。
- ・受付用紙をお渡ししますので記入のうえ提出してください。